

瑞穂町一般廃棄物処理基本計画(素案)について(概要)

1 策定の背景・目的

現状に適合させる(前回の策定から10年が経過)
西多摩衛生組合管内で可燃ごみ以外の共同処理も視野に入れた、統一した課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理施策の推進

2 根拠法令、計画期間及び目標年度

根拠法令... 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項(一般廃棄物処理基本計画)市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
計画期間... 15年間(初年度=平成24年度、目標年度=平成38年度)概ね5年ごとに改定

3 本計画の特徴

計画の構成... 共通部分(西多摩衛生組合構成市町全て)
独自部分(各市町で独自に定めている部分)

4 現状と目標値

		現状(H21)	中間目標(H27)	長計目標(H32)	目標値(H38)
原単位	数値	932.0g/人・日	862.1g/人・日	792.2g/人・日	755.5g/人・日
	比較		69.9g/人・日	139.8g/人・日	176.5g/人・日
総資源化率	数値	35.5%	37.9%	40.0%	40.1%以上
	比較		+2.4%	+4.5%	+4.6%

* 目標値は、第4次瑞穂町長期総合計画の数値を準用(H32まで)

5 基本理念と基本方針

基本理念

環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり

基本方針

- (1) 3Rの推進
 - ↳ リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)
- (2) 町民・事業者・行政の役割分担の明確化
- (3) 適正処理・処分の推進
- (4) ごみ処理から資源管理への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化・効率化

6 各種施策項目及び目標

- (1) 発生及び排出抑制・資源化計画
 - 低炭素社会、資源循環型社会にそったライフスタイルへの移行
 - 発生及び排出抑制の推進
 - 資源ごみ回収量の増加
 - 地域の3R運動の活性化
- (2) 収集・運搬計画
 - 効率的な収集・運搬方法の構築
 - 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
 - 収集車両に低公害車を導入
- (3) 中間処理計画
 - 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
 - 焼却に伴う環境負荷の低減及び低炭素社会の推進
 - 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
 - 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
 - 広域処理に向けた資源化処理施設の統合
 - 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- (4) 最終処分計画
 - 排出段階、中間処理段階で極力減量化に努める
 - 最終処分場の延命化
 - 関係自治体との連携による現有処分場の適正な維持管理

7 生活排水処理基本計画

生活排水の適正処理計画

基本方針

整備に当たっては、市街化区域においては下水道整備を推進し、集落の形態をなしていない区域においては合併処理浄化槽の設置を促進する。

収集・運搬計画

発生量の動向を見極めながら、安定的に収集・運搬業務が遂行できるように体制を整備する。

中間処理計画

処理施設の適正で安定した運転を維持するため、計画的な保守・メンテナンス作業に加えて、施設の延命化のため、定期的な維持補修を行い、維持管理に努める。

施設整備計画

組合構成市町と協力し、施設整備にあたります。広域処理体制の確立が必要な状況になってきているため、組合構成市と協議し、し尿処理施設の統合等を目指す。

瑞穂町一般廃棄物処理基本計画策定に係る排出抑制・資源化策(案)(概要)

1 はじめに

減量化・資源化を推進するにあたり、大きく2つに分けて施策を検討しています。

1つ目が「現在実施している施策の強化・推進」(モデル1とします)で、2つ目が「新しい施策の実施」(モデル2とします)です。その中で、各3パターンずつ設定し、目標値に到達するための今後のごみ減量化・資源化の施策とします。

2 モデル1 現在実施している施策の強化・推進

モデル1-1 分別の徹底による資源化の向上

燃やせるごみの内訳を調べてみると、一番割合が高いのは「紙・繊維」であることから、燃やせるごみの中には、資源となる「紙類等」が混入していることが予想できます。

また、瑞穂町の燃やせるごみのうち「紙類等」が占める割合を、多摩地域の他の市町村の平均と比較すると、おおむね5%程度高くなっています。

そこで、さらなる住民への周知・理解の促進により、他市町村と同程度の分別が達成できると仮定した場合、少なくとも+4%程度の資源化を目標として推計しました。

モデル1-2 生ごみの水切りによる排出抑制

燃やせるごみのうち、生ごみを減量するのに一番効果があるのは、「生ごみの水切り」です。ある調査では、一般家庭で排出される生ごみの80%が水分であり、手絞りなど(例 水切りバケツや三角コーナーを使用)により生ごみの水分の10%程度の重さを減らすことができるというデータがあります。

そこで、さらなる住民への周知・理解の促進により、10%のごみの減量を目標として推計しました。

モデル1-3 剪定枝の資源化促進

現在(平成22年度)みずほりサイクルプラザに持ち込まれている剪定枝は1年間で23tです。これらの剪定枝は、リサイクルプラザにあるチップ化用の機械を用いて砕き、木製のチップにしています。

作成したチップは、町民へ無料で配布したり、各公共施設で活用したり、民間業者へ引き渡しなどを行っています。民間業者への引渡分は、再資源化施設で活性炭にされ、再び西多摩衛生組合の焼却施設で利用されています。

このような状況を踏まえ、今後も一層の啓発等の強化により、持ち込まれる剪定枝を増やし、ごみの減量及び資源化の促進を図ります。

3 モデル2 新しい施策の実施

モデル2-1 陶磁器、ガラス等の資源化

過去5年間の平均で燃やせないごみの内訳を調べてみると、割合が高いものに「陶磁器等」(7.4%)・「ガラス類」(34.7%)があることから、資源化を行えば、これらの分のごみの減量・資源化量の増加につながります。

陶磁器類については、焼却処分を行い、再資源化する方法を研究していきます。

ガラス類については、他のガラス類は資源化していますので、不燃ごみに混入するガラスの割合を減らし、資源化できるように研究していきます。

モデル2-2 家庭系ごみの料金見直し

燃やせるごみの料金の見直しにより、ごみの減量化が実施できた自治体の例は少なくありません。

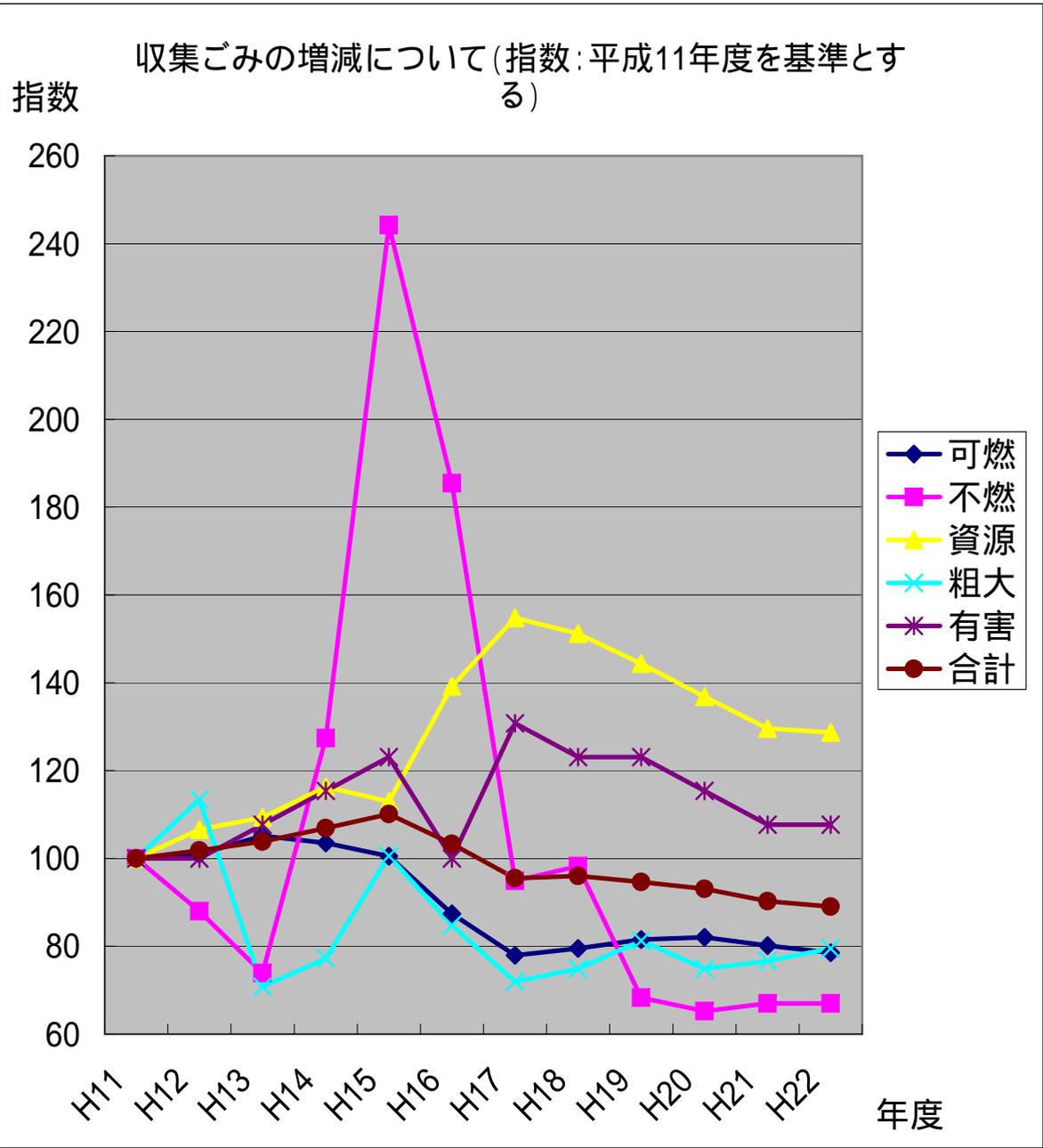
特に家庭系燃やせるごみの料金の見直しは、町民のごみ処理の意識をより一層喚起し、町全体としてのごみの減量や資源化量の増加につながります。

なお、他自治体の事例などさまざまな資料から減量効果を検討すると、その状況に応じて1リットルあたり1~2円の値上げを行うことで、10%程度の減量効果が期待されます。

収集ごみ量の推移について

* 前計画制定時の平成11年度を基準とした。

収集量(g/人日) - 1人1日あたり						
	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計
H11	583.3	39.1	178.7	17.1	1.3	819.5
H12	589.0	34.4	190.5	19.4	1.3	834.6
H13	613.3	28.9	195.4	12.1	1.4	851.1
H14	603.7	49.8	207.8	13.2	1.5	876.0
H15	586.1	95.5	201.9	17.2	1.6	902.3
H16	509.9	72.5	248.7	14.5	1.3	846.9
H17	454.7	37.1	276.6	12.3	1.7	782.3
H18	463.9	38.4	270.2	12.8	1.6	786.9
H19	475.6	26.7	258.0	13.9	1.6	775.8
H20	478.6	25.5	244.5	12.8	1.5	762.9
H21	467.5	26.2	231.6	13.1	1.4	739.7
H22	458.2	26.2	230.0	13.6	1.4	729.4



指数 平成11年度を100とする

収集量(g/人日) - 1人1日あたり						
	可燃	不燃	資源	粗大	有害	合計
H11	100	100	100	100	100	100
H12	101	88	107	113	100	102
H13	105	74	109	71	108	104
H14	103	127	116	77	115	107
H15	100	244	113	101	123	110
H16	87	185	139	85	100	103
H17	78	95	155	72	131	95
H18	80	98	151	75	123	96
H19	82	68	144	81	123	95
H20	82	65	137	75	115	93
H21	80	67	130	77	108	90
H22	79	67	129	80	108	89